平成２１年（フ）第９０５号
神奈川県足柄上郡大井町金子1948番地４
債務者　金子　眞弓
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１５４号
新潟県上越市牧区小川1792番地　市営柳島住宅　１－Ａ号
債務者　折笠　　昇
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４７９号
山梨県南巨摩郡早川町小縄1094番地
債務者　望月　愛子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
山梨県甲州市塩山下萩原2253番地
債務者　雨宮　幸子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７７号
岐阜市山県岩958番地
債務者　早川　貴司
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８４１号
岐阜市加納桜道２丁目14番地共瓔ビル301号室
債務者　山田　尚道
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８４５号
岐阜市青柳町１丁目25番地
債務者　萩森　浩二
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８７６号
岐阜市高田４丁目８番８号
債務者　原田　雅彦
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第９０２号
岐阜市野一色５丁目７番９－501号ネオステージ野一色
債務者　東城　拓久
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第９０４号
岐阜県羽島郡笠松町北及1701番地の１
債務者　市川美智子（旧姓谷）
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５９８号
愛知県犬山市大字犬山字薬師19番地　角屋アパート207
債務者　一郡　節子
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８３号
香川県高松市多肥上町1930番地１プリムローズＢ棟201号室
債務者　横石　貴宏
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５７４号
香川県高松市勅使町1198番地７
債務者　藤井　正美
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５８４号
香川県丸亀市郡家町1871番地１サーパス郡家第３－1205号
債務者　堀田　　均
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２３０号
香川県丸亀市土器町東２丁目129番地
債務者　吉田　公是
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１１４７号
熊本県菊池郡大津町引水42番地　レオパレスドナルド101号室、住民票上の住所熊本県阿蘇市波野大字中江2262番地
債務者　佐藤　健作
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５０７号
沖縄県那覇市首里金城町１丁目19番地４
債務者　大久保佐江子（旧姓伊敷）
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部